

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

曾於市長 五位塚 剛

市町村名 (市町村コード)	曾於市 (462174)	
地域名 (地域内農業集落名)	中之内地区 (柳井谷,馬渡,市吉,蔵谷,東笠木,牧,川床,梶ヶ野,桂,東西桂,東迫,中園,狩谷,榎木段,折田,立馬,佐敷,二重堀,北,中之内榎木段,吉井,入角,西笠木,神掛,郷田,東鍋,西鍋,渡,元八幡,土成,新城,松田,河原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心部に広がる50ha程の水田地帯は区画も広く整備もされ使いやすく整備されているが、他の水田については不整形で隣の農地との高低差があり、使いにくい田が多く点在している。畑については30ha程のまとまりで集落付近に点在しており、担い手の高齢化及び後継者不足により耕作放棄地が増えないように地域で守っていつている。また、山林付近はイノシシ被害が増加しておりこちらの対策も求められている。

【地域の基礎的データ】

農業者:350人(うち50歳代以下18人)、団体経営体:10経営体、認定農業者:54人、基本構想水準到達者:40人、畜産農家:46戸

主な作物:水稻、飼料作物、甘藷、露地野菜(ゴボウ、大根、白菜等)

(2) 地域における農業の将来の在り方

中間管理事業を利用した集約化を推進していくとともに、耕作放棄地を出さないために地域で保全管理する仕組みづくりを行っていく。有害鳥獣についても市の補助金を利用した電気柵の設置や猟友会と連携した駆除体制の強化を行っていきたい。また、イノシシの住処になりそうな耕作放棄地を多面や中山間の組織を利用して保全管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	442 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	442 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考え、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・農道の整備(拡幅)を現在の地域計画の地域を細分化して話し合い活動を行って行きたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①山に隣接している農地ではイノシシ被害が増加している。目撃情報や被害情報があった際には速やかに対応できる体制を構築することで周辺への被害を防ぐとともに、市の電気柵設置補助金制度等を利用して防除するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。				